

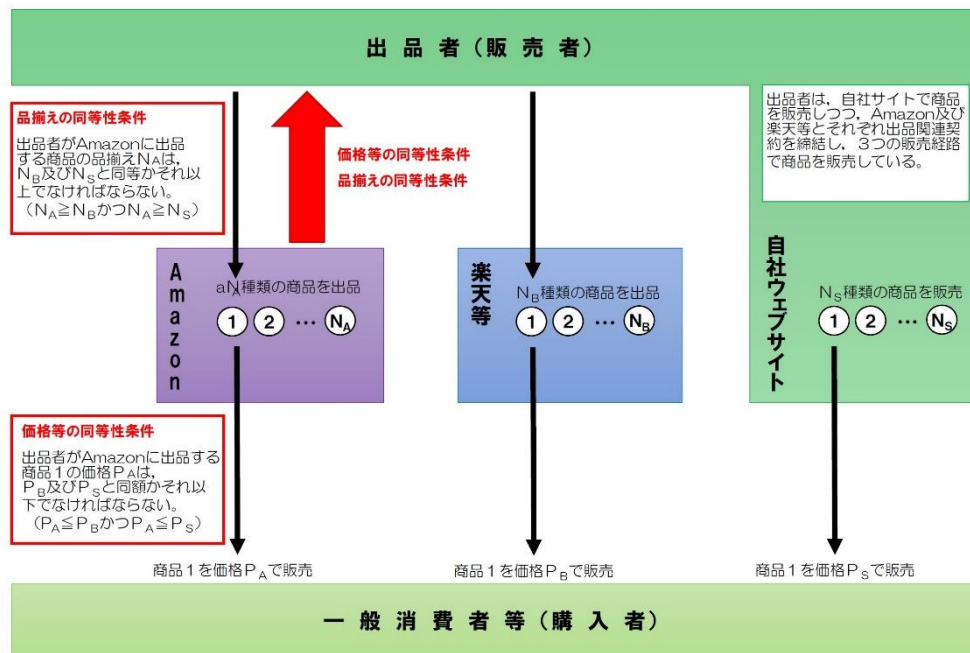
ゼミ研究発表討論会における主要論点と主張の要点整理

Amazon の同等性条件規約の正当性を巡って違法派チームと合法派チームは、それぞれの研究リサーチ成果を基に陪審員の賛同を得るよう、主張を展開して討論を行いました。

Amazon が自社のプラットフォームを利用して出品する事業者に対し、楽天や Yahoo といったほかの競合プラットフォームに出品する時よりも、出品商品の価格が同等かそれ以下、品揃えが同等かそれ以上でなければならないことを条件としたことは、独占禁止法一般指定 12 項「拘束条件付取引」に該当するか、しないかが、この度のゼミ研究発表討論会のテーマです。

1 年生の皆さんも、すぐ内容を把握できるよう、討論会で交わされた主な争点と両チームの主張を整理しました。この度の姜ゼミ 2 年生の研究リサーチ成果として公表します。

Amazonによる価格等の同等性条件と品揃えの同等性条件



	違法派チーム主張	合法派チーム主張
1.	<p>不公正な取引方法一般指定 12 項「相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を<u>不当に</u>拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること」（拘束条件付取引）を禁止している。</p> <p>本件「同等性条件」規約は、出品事業者の取引の自由を拘束するものであり、違法である。</p>	<p>同項は、原則違法という性格の規定ではない。「不当に」という違法性要件が充たされてはじめて違法となる。</p> <p>言い換えると、正当な理由さえあれば、原則合法の行為類型となっている。</p> <p>Amazon の同等性条件規約に正当性・合理性があるため、「不当に」とはいえず、合法というべきである（楽天の送料無料騒動と共通のところがある）。</p>
2.	<p>公取委によると、本件「同等性条件規約」は、出品者による他の販売経路における商品の価格の引下げや品揃えの拡大を制限するなど、<u>出品者の事業活動を制限する効果</u>がある。</p>	<p>本件問題とされた規約は、Amazon に出品する事業者に対してのみ適用するものであり、他のプラットフォームでの取引に適用されないものなので、「出品者による他の販売経路における」事業活動を制限するものではないことが明らかである。違法派の主張は事実誤認といわざるをえない。</p>
3.	<p>本件「同等性条件規約」は、<u>当該電子商店街による競争上の努力を要することなく</u>、当該電子商店街に出品される商品の価格を最も安くし、品揃えを最も豊富にするなど、<u>電子商店街の運営事業者間の競争を歪める効果</u>がある。</p>	<p>本件「同等性条件」規約は、決して無理な負担を出品事業者に強いるものではない。他方で、Amazon も、楽天や Yahoo 等競合プラットフォームとの競争に直面し、本件「同等性条件規約」はむしろ「競争上の努力」をしている表れというべきである。</p> <p>本件「同等性条件」規約のような取り組みは、無理な負担を出品事業者に強いるものではない。むしろ Amazon を含むすべてのプラットフォームが導入できれば、むしろ消費者の利益を促進する側面がはるかに大きいので、</p>

		「電子商店街の運営事業者間の競争を歪める」ことは見当違いといわざるをえない。
4.	電子商店街の運営事業者による出品者向け手数料の引下げが、出品者による商品の価格の引下げや品揃えの拡大につながらなくなるなど、 <u>電子商店街の運営事業者のイノベーション意欲や新規参入を阻害する効果</u> がある。	電子商店街の運営事業者間の競争は、公取委の想定を超えるほど激しいものである。「同等性条件」規約だけで安泰するようなものではないのでイノベーション意欲が減退することは考えられない。むしろ、Amazonは「同等性条件」規約を導入したうえで、更に手数料も引き下げれば、高い相乗効果が生じ、イノベーション意欲を高めるものとなる。 巨大プラットフォーム間の競争市場において、もともと寡占状態が生じやすく、ある時点から新規参入が起きにくい性質がある。これは、本件「同等性条件」規約によるものではない。他方で、寡占市場において新規参入よりも既存プラットフォーム間の競争を促進することこそ重要であるため、本件「同等性条件」規約の導入は、既存プラットフォーム間競争を促進するものと考えられる。
5.	ASII 事件においても、出版社などが電子書籍を Amazon 以外のプラットフォームで販売する場合、小売価格や品揃えなどを <u>Amazon よりも有利な条件で提供できないという拘束的な規約が問題</u> となった。公正な競争を阻害する「最恵	ASII 事件は、基本的に電子商店街規約事件と同様な構造となっている。 <u>「Amazon よりも有利な条件で提供できない」というのは、事件の本質を見誤っている。</u> 実際は、「Amazon よりも有利な条件で提供できない」のではなく、他のプラットフォームよりも不利な条件であってはならないというの

	<p>国待遇」や「最安値条項」と指摘されたことから、Amazonは自発的な改善措置を講じたのではないか。</p>	<p>が、Amazon 規約の趣旨であった。両者は似ているようだが、本質的に異なっている。即ち、公正な競争を阻害するような「最恵国待遇」や「最安値条項」ではない。</p>
6.	<p>楽天トラベル確約計画事件においても、同社は自主的に改善措置を講じたのではないか。</p>	<p>楽天トラベルの事件は、単純に同等性契約の問題ではなく、「当該ウェブサイト当該運業者が掲載する部屋の最低数の条件を定める」という拘束条件付取引の問題も重なっていたため、事件化された。</p>
7.	<p>違法性はないというなら、なぜ公取委が調査に乗り出す？</p>	<p>GAF A に対する欧米の規制強化の動向に追随している動きと見ることができる。</p>